

沖縄県構造計算適合性判定機関指定基準

平成19年 5月25日制定

平成22年 2月26日改定

平成27年 6月 1日改定

令和 7年 2月28日改定

第1 用語の定義

この基準において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 建築確認等 建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）第十五条第一号に規定する建築確認等をいう。
- 二 判定 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される法第六条の三第一項及び法第十八条第五項に規定する構造計算適合性判定をいう。
- 三 判定員 法第七十七条の三十五の九に規定する構造計算適合性判定員をいう。
- 四 認定プログラム 法第二十条第一項第二号イ及び第三号イの規定による国土交通大臣の認定を受けたプログラムをいう。
- 五 認定プログラムを使用した判定 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項第一号ロ（2）ただし書の規定に基づき提出されたファイル、磁気ディスク等に記録された情報を認定プログラムに入力することによる判定をいう。
- 六 代表者 代表権を有する役員をいう。
- 七 役員 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第三百三十六条の二の十四第二号に規定する役員をいう。
- 八 親族 配偶者並びに一親等の血族及び姻族をいう。
- 九 親会社等 法第七十七条の十九第十号に規定する親会社等をいう。
- 十 特定支配関係 令第三百三十六条の二の十四に規定する特定支配関係をいう。
- 十一 グループ会社等 一の者が特定支配関係（令第三百三十六条の二の十四第一項第二号及び第三号の規定による関係を除く。）を有する会社の全て及び当該一の者をいう。
- 十二 制限業種 次に掲げる業種のうち建築物又はその敷地（以下「建築物等」という。）に係るもの（国、都道府県及び市町村の建築物等並びにこれらの機関から業務実施の要請があった建築物等に係るものを除く。）をいう。

イ 設計・工事監理業(工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物等に関する調査、鑑定業務は除く。)

ロ 建設業

ハ 不動産業(土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。)

第2 業務区域

判定を行う業務区域は、沖縄県全域となっていることとする。

第3 構造計算適合性判定員の数について

1 建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令(平成十一年建設省令第十三号。以下「指定機関省令」という。)第三十一条の三の二第一項における常勤換算方法による算定においては、判定の業務に一週間当たり四十時間従事する者を一人として算定するものとし、算定に当たっては、判定の業務に従事する日数及び時間に応じて適切に案分し算定するものとする。ただし、次に該当する場合にあっては、該当する日数又は時間を超えて判定の業務に従事する日数又は時間は含めないものとする。

一 一週間当たり六日を超えて判定の業務に従事する場合の当該超えた日において判定の業務に従事する時間

二 一日当たり八時間を超えて判定の業務に従事する場合の当該超えて判定の業務に従事する時間

2 床面積の合計が千平方メートル以内の建築物における常勤換算方法による算定については、指定機関省令第三十一条の三の二第一項の表にかかわらず、次の表により算定するものとする。

(い)	(ろ)	(は)
床面積の合計が二百平方メートル以内の建築物	九百六十	四百八十
床面積の合計が二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内の建築物	六百四十	三百二十
床面積の合計が五百平方メートルを超え、千平方メートル以内の建築物	四百八十	二百四十

3 指定機関省令第三十一条の三の二第一項のその事業年度において判定を行おうとする件数は、法第七十七条の三十五の七第一項の規定により指定の更新(以下単に「指定の更新」という。)を受けようとする場合においては、それぞれ前事業年度の件数とする。

第4 構造計算適合性判定の業務の体制、方法等について

指定構造計算適合性判定機関（以下「機関」という。）及び機関の判定員は、次に適合しなければならないものとする。

一 機関は、判定の業務を他の業務（建築物の確認検査等に関する業務を除く。）と独立した部署で行い、担当役員を置かなければならない。

二 機関は、機関の職員以外の者を判定の業務に従事させてはならない。

三 機関は、次のイからニまでに掲げる者が建築主である建築物、イからチまでに掲げる者が第1第十二号イからハまでに掲げる業種に係る業務を行う建築物その他判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、その判定を行ってはならない。

イ 機関の代表者又は担当役員

ロ イに掲げる者が所属する企業、団体等（過去二年間に所属していた企業、団体等を含む。）

ハ イに掲げる者の親族

ニ ハに掲げる者が役員である企業、団体等（過去二年間に役員であった企業、団体等を含む。）

ホ イ又はハに掲げる者が総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。）又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等

ヘ 機関の親会社等

ト 機関又は機関の親会社等が特定支配関係（令百三十六条の二の十四第一項第三号に該当する関係を除く。）を有する者

チ 機関の役職員が代表者の地位を占める企業、団体等（過去二年間に代表者の地位を占めていた企業、団体等を含む。）

四 機関は、法第七十七条の三十五の四第六号に定める指定確認検査機関のほか、次のいずれかに該当する指定確認検査機関に対してされた建築確認等の申請又は通知に係る建築物の計画について、判定をしてはならない。

イ 機関の代表者又は担当役員が所属する指定確認検査機関（過去二年間に所属していた指定確認検査機関を含む。）

ロ 機関の代表者又は担当役員の親族が役員である指定確認検査機関（過去二年間に役員であった指定確認検査機関を含む。）

ハ 機関の代表者若しくは担当役員又はこれらの者の親族が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定確認検査機関

ニ 指定確認検査機関の代表者又は担当役員（過去二年間に代表者又は担当役員であった者を含む。）が機関に所属する場合にあっては、当該指定確認検査機関

ホ 指定確認検査機関の代表者又は担当役員（過去二年間に代表者又は担当役員であつ

- た者を含む。)の親族が機関の役員である場合にあっては、当該指定確認検査機関
- へ 指定確認検査機関の代表者若しくは担当役員又はこれらの者の親族が機関の総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している場合にあっては、当該指定確認検査機関
- ト 機関が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定確認検査機関
- チ 機関の総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定確認検査機関
- リ 機関が特定支配関係を有する指定確認検査機関
- ヌ 機関の親会社等が特定支配関係（令第百三十六条の二の十四第一項第三号に該当する関係を除く。）を有する指定確認検査機関
- 五 判定員は、次のイからニまでに掲げる者が建築主である建築物、イからホまでに掲げる者が第1第十二号イからハまでに掲げる業種に係る業務を行う建築物又は建築確認等を行う建築物その他判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、判定の業務に従事してはならない。
- イ 当該判定員
- ロ イに掲げる者が所属する企業、団体等（過去二年間に所属していた企業、団体等を含む。）
- ハ 当該判定員の親族
- ニ ハに掲げる者が役員である企業、団体等（過去二年間に役員であった企業、団体等を含む。）
- ホ イ又はハに掲げる者が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等
- 六 その事業年度において判定を行おうとする件数が五千件以上である機関にあっては、当該機関で実施する認定プログラムを使用した判定のすべてに対応できる認定プログラムを使用できる環境を整備すること。
- 七 前号のその事業年度において判定を行おうとする件数は、指定の更新を受けようとする場合においては、前事業年度の件数とする。

第5 財産の評価額の対象となる保険契約について

指定機関省令第三十一条の三の三第二項において準用する指定機関省令第十七条第二項第二号の保険契約は、次のいずれにも該当するものでなければならない。

- 一 機関が判定を行った建築物の瑕疵が風水害、地震その他の天災によって明らかとなった場合における当該瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの
- 二 構造計算書その他機関が判定の業務を実施するために必要な資料として判定を申請する者又は求める者から提出されたものに記載された事項に虚偽又は誤謬があった場合における当該建築物の瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの

第6 経理的基礎について

法第七十七条の三十五の四第四号に規定する経理的な基礎とは、次に掲げる要件に該当することをいう。

- 一 債務超過の状態にないこと。
- 二 予算規模が適切であること。
- 三 事業と予算のバランスがとれていること。
- 四 指定機関省令第三十一条の三の三第二項において準用する指定機関省令第十七条第二項第一号の額が、判定の業務に係る年間支出総額の概ね一割以上であること。
- 五 指定機関省令第三十一条の三の三第二項において準用する指定機関省令第十七条第二項第一号の額が、指定機関省令第三十一条の十四の規定による引継ぎに要する費用に相当する額以上であること。

第7 指定構造計算適合性判定機関の役職員等の構成について

法第七十七条の三十五の四第五号に規定する基準に関し、機関の役職員等の構成は次に掲げるものとする。

- 一 機関が法人である場合にあってはその役員が、法人以外の者である場合にあってはその者が、次のイからハまでのいずれにも該当しないこと。
 - イ 建築基準法令の規定により刑に処せられた法人の役員又は役員であった者（当該法人がその刑に処せられる原因となった事実のあった日以前一年内に当該法人の役員であった者で当該法人がその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないものに限る。）
 - ロ 法第七十七条の三十五第二項の規定により法第七十七の十八第一項に規定する指定を取り消された法人の役員又は役員であった者（その取消しの原因となった事実のあった日以前一年内に当該法人の役員であった者でその取消しの日から起算して五年を経過しないものに限る。）
 - ハ 法第七十七条の三十五の十九第一項又は第二項の規定により指定を取り消された法人の役員又は役員であった者（その取消しの原因となった事実のあった日以前一年内に当該法人の役員であった者でその取消しの日から起算して五年を経過しないものに限る。）
- 二 次の表の法人の区分の欄に応じ、それぞれ同表の制限対象者の欄に定める者（以下「制限対象者」という。）のうち制限業種（軽微なものを除く。以下同じ。）に従事する者（制限業種を営む法人に所属する者（過去二年間に所属していた者を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）又は制限業種を営む法人の割合が三分の一を超えないこと。この場合において、制限対象者の親族が制限業種を営む個人事業者又は制限業種を営む法人の役員（過去二年間に役員であった者を含む。以下同じ。）である場合は、当該制限対象者は制限業種に従事する者とみなしてこの号を適用する。

法人の区分	制限対象者
一般財団法人（公益財団法人を含む。）	評議員及び理事
一般社団法人（公益社団法人を含む。以下同じ。）	理事及び社員
合名会社	社員
合資会社	無限責任社員
株式会社	取締役
組合	理事及び組合員
合同会社	社員
特定非営利活動法人	理事

- 三 前号の場合において、一般社団法人の社員又は組合の組合員（以下「社員等」という。）の親会社等に制限業種を営む個人事業者、制限業種を営む法人の役員又は制限業種を営む法人が含まれるときは、当該社員等は制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人とみなして前号を適用する。
- 四 機関が一般社団法人又は組合である場合にあっては、一のグループ会社等（制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人が含まれる場合に限る。）が保有している当該機関の議決権の数の合計が当該機関の総社員等の議決権の三分の一を超えないこと。
- 五 機関が株式会社である場合にあっては、制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人が保有している当該機関の議決権の数の合計（総株主の議決権の千分の一未満を保有する株主の議決権については、総株主の議決権の三分の一を上限に除外できる。）が当該機関の総株主の議決権の三分の一を超えないこと。
- 六 前号の場合において、株主（総株主の議決権の百分の五以上を有する者に限る。以下同じ。）の親族に制限業種を営む個人事業者又は制限業種を営む法人の役員が含まれるときは、当該株主は制限業種に従事する者とみなして前号を適用する。
- 七 第五号の場合において、株主の親会社等に制限業種を営む個人事業者、制限業種を営む法人の役員又は制限業種を営む法人が含まれるときは、当該株主は制限業種を営む法人とみなして第五号を適用する。
- 八 機関が株式会社である場合にあっては、一のグループ会社等（制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人が含まれる場合に限る。）が保有している当該機関の議決権の数の合計が当該機関の総株主の議決権の三分の一を超えないこと。
- 九 機関の親会社等（令百三十六条の二の十四第一項第三号の規定により親会社等に該当する場合を除く。）について、第二号から第八号までの規定を準用する。
- 十 機関の代表者及び担当役員が、制限業種に従事する者でないこと。
- 十一 前各号に定めるもののほか、機関と制限業種との関係が判定の業務の公正な実施

に支障を及ぼすおそれがないものであること。

第8 監視委員会の設置について

- 1 機関は、監視委員会を設立することができる。
- 2 監視委員会の委員は、弁護士会の推薦する者、消費者団体の推薦する者、建築物の構造に関する学識者並びに当該企業又は団体の監事又は監査役で構成するものとする。
- 3 監視委員会は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 構造計算適合性判定業務規程の審議
 - 二 機関から提出された理事会、取締役会等の議事録の確認
 - 三 機関が行った判定の業務に関する技術的検査を行わせる第三者の指名
 - 四 前号の規定による指名を受けた者が行った技術的検査の結果の確認
 - 五 係争事件に係る監査
 - 六 その他判定の業務の公正かつ適確な実施のために必要な監査等
- 4 監視委員会は、毎年一回以上前項各号に掲げる業務を行い、当該業務の終了後三十日以内に機関の指定及び委任をした者に報告しなければならない。

第9 兼業の制限について

機関として制限業種に係る業務を行ってはならないものとする。